

特定行為研修制度および精神科認定看護師制度に関する検討プロジェクト 報告書(令和2年度)

1. プロジェクト発足の経緯と目的

昨年度の特定行為研修制度および精神科認定看護師制度に関する検討プロジェクトでは、特定行為研修制度およびこれからの精神科認定看護師制度に求められる役割と教育のあり方を検討した。特定行為研修制度については e-ラーニングを利用して実施することが提案され、精神科認定看護師制度については、これからの時代に即した精神科認定看護師を養成することや制度の課題を整理して制度改正を行うことが提案された。

本プロジェクトは昨年度の報告をふまえて特定行為研修制度の実施、精神科認定看護師制度の改正に関する検討を行うことを目的に発足した。

2. 検討内容

- 特定行為研修制度の実施にむけた検討
- 精神科認定看護師制度の改正に関する検討

3. 検討期間及び答申時期

令和2年8月～令和3年3月に検討し、令和3年3月の理事会に答申する。

4. 検討結果

1) 特定行為研修制度の実施に関する検討

- 特定行為研修制度の指定研修機関の申請にむけて、特定行為研修制度の基本理念、目標、履修方法等について、検討した結果を表1に示す。
- 特定行為研修制度の実施にむけ、精神科医療におけるニーズを把握するために Web でアンケートを実施した結果、回答数が 146 件と少なく、特定行為研修制度の周知を図る必要があることが明らかになった。
- 特定行為研修制度への関心を高めることを目的に「『特定行為研修制度』に関する情報交換会～精神科看護領域でどのように『特定行為研修制度』を活用できるか～」をライブ配信で令和2年12月から令和3年2月にかけて3回、実施した(表2)。

* 本プロジェクトの報告書の内容は、令和3年3月時点のものです。特定行為研修の開講や精神科認定看護師制度改正に関する情報について、最新のものではありません。

表 1 当協会が実施する特定行為研修の概要

項目	内容
基本理念	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの中で、精神科看護師が積極的にチーム医療に参画するために必要とされる高度な臨床実践能力の習得をめざす。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害をもつ人の多様なニーズを適切かつ包括的にアセスメントするために必要な、高度かつ専門的な知識の向上を図る。 ・より安全で質の高い看護実践能力を発揮できるよう、根拠に基づいた専門的な技術を習得する。
研修を行う 特定行為区分	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ・血糖コントロールに係る薬剤投与関連 ・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
実施期間	・4月～10月
学習方法	<ul style="list-style-type: none"> ・共通科目・区別科目は、株式会社学研メディカルサポートの e-ラーニングシステムを利用して学ぶ。 ・実習は、当面は自施設において実施する。
入学の要件(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師経験3～5年以上とする ・所属施設の推薦 ・選考方法:書類選考など
修了者の名称	・特定行為研修修了者

表 2 情報交換会の実施状況

回数	テーマ・主な内容	日時・開催方法	参加者数
第 1 回	テーマ:そもそも特定行為研修制度って何? 主な内容:特定行為研修制度の概要、 特定行為研修制度で学んだこと	令和 2 年 12 月 16 日(水) 17:30～18:30 Zoomによるライブ配信	9名
第 2 回	テーマ:特定行為の実践者に聞いてみよう! 主な内容:臨床推論を活用した実践、外来での インテークと医師との連携、事例をととした実践	令和 3 年 1 月 29 日(金) 17:30～18:30 Zoomによるライブ配信	16名
第 3 回	テーマ:特定行為研修の受講にむけて ～看護管理者の立場から～ 主な内容:特定行為研修制度の導入と人材育成、 特定行為研修修了者の活用状況と今後の展望	令和 3 年 2 月 25 日(木) 17:30～18:30 Zoomによるライブ配信	14名

2) 精神科認定看護師制度の改正に関する検討

- 昨年4月に全国に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことに伴い、当協会は事業運営について大幅な見直しを行い、本プロジェクトにおいても資格取得をめざす方の受講の利便性を高めるため教育のIT化を検討した。
- コロナ禍による社会の変化をふまえ、制度改正の時期を昨年度の提案より前倒しとし、令和5年度に制度改正を行うことを検討した。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに参画し、地域共生社会に貢献するために、「こころもからだも見る看護師」として活躍できる精神科認定看護師の養成を目的とした認定制度改正の方向性を検討した。
- 制度改正の方向性をふまえて、精神科認定看護師がめざすべき目標、現行制度の課題の整理を行い、新カリキュラム、更新、制度改正に伴う資格者への対応等を検討した(表3～表7)。

表3 精神科認定看護師制度の制度改正の方向性と精神科認定看護師がめざすべき目標

<p><制度改正の方向性></p> <ul style="list-style-type: none">・精神科看護の高度な専門性を備えた精神科認定看護師としての役割を果たすため、必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるようにカリキュラムを見直す。・精神科認定看護師が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムへ積極的に参画することや、地域共生社会の実現をめざした活動に取り組んでいけるように、認定資格取得後のフォローアップ体制を検討する。
<p><精神科認定看護師がめざすべき目標></p> <ul style="list-style-type: none">・精神科看護の高度な専門性を備え、精神科認定看護師としての4つの役割機能(実践, 相談, 指導, 知識の発展)を適切に遂行できる。・時代の変化に対応できる看護の知識・技術・思考を身につけ、精神科医療・看護へ貢献できる。・精神科看護の対象者と活動領域を広くとらえ、当事者およびすべての関係者を包含した看護を創造できる。

表4 現行制度における課題の整理

<p><教育課程に関する課題></p> <ul style="list-style-type: none">・受講資格審査の出願者数が伸び悩んでいる状況があり、特に研修会場から離れた地域の受講生が少ない傾向にある。・精神科看護が様々な場で求められ、メンタルヘルスや災害支援など地域において活動をするための知識が必要となっているが、現行の教育課程では時間数が少ない。・認定志願者の知識の習熟度を確認する機会が限定的であることや専任教員の配置がないことなどが、知識の習熟度や活用に影響している可能性がある。
<p><資格者・フォローアップ体制に関する課題></p> <ul style="list-style-type: none">・組織内において精神科認定看護師が活用されている様子はうかがえるが、精神科認定看護師による学会発表が少なく、具体的な実践、活動状況、その効果が可視化されていない。・10の専攻領域を設けていた時は、領域毎に担当講師を配置し領域毎に学術集会における分科会がフォローアップにつながっていた。現行制度では研修会開催などの情報提供が主であるため、フォローアップ体制を充実させる必要がある。

表 5 新しい精神科認定看護師制度の改正の概要(案)

項目	現行制度	新認定制度
受講資格 審査	<ul style="list-style-type: none"> ・審査方法:小論文・書類審査 ・出願要件の概要 看護師免許取得後5年以上で、うち3年以上は精神科看護の実務経験 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査方法:認定試験の実施方法と合わせて、次年度に検討 ・出願要件:変更なし
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念:精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する ・教育目的:質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成するために、これまでに蓄積された知識や技術と最新のエビデンスを基盤として、精神科認定看護師に求められる能力を涵養し、総合的能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念:変更なし ・教育目的:変更なし ・教育課程の中に特定行為研修の共通科目を組み込み、カリキュラムの再編を行う。
認定試験	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 小論文・筆記試験・口頭試問 ・受験回数:2回まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 修了試験と認定試験の実施内容と合わせて次年度に検討 ・認定試験では、精神科認定看護師がめざすべき目標を達成するための知識・能力が身につけていることを審査する
資格の 名称	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科認定看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・特定行為研修を修了している場合も精神科認定看護師とする
更新	<ul style="list-style-type: none"> ・更新要件の概要 看護実践時間:2000時間以上 活動実績ポイント:100点以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・更新要件となる活動実績ポイント換算表を見直す ・上記に伴い、更新の要件を下記のように見直す 看護実践時間:変更なし 活動実績ポイント:50点以上

表 6 新しい精神科認定看護師制度の教育課程の概要(案)

項目	現行制度	新認定制度
科目構成	・基礎科目、専門基礎科目、専門科目、演習・実習により科目を構成	・特定行為研修における共通科目と精神科認定看護師としての知識と技術を学ぶ認定科目、演習・実習により科目を構成
時間数	・735 時間	・700 時間～750 時間程度
単位数	・38 単位	・時間数に応じて検討
単位認定の方法	・中間試験 ・演習・実習の単位認定をもって全課程の修了とする	・学習の段階に合わせて科目毎に行うことが望ましい ・新たに修了試験を設ける
指導体制	・実習評価責任者、チューターを中心とした指導体制	・現行制度と同様の指導体制とするが、現行制度より手厚くなるよう工夫する ・将来的には専任教員を配置することが望ましい
科目免除の規定	・なし	・設ける方向性で次年度に検討
受講料	・649,000 円(会員価格)	・指導体制等と合わせて、次年度に検討

* 受講料は受講資格審査から登録までにかかる費用の合計金額

表 7 制度改正に伴う資格者への対応

<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正に伴う資格取得者が行う手続きはない。 ・制度改正に伴う活動実績ポイントの計算方法は、次年度に検討する。 ・精神科認定看護師がめざすべき目標を達成することができるようフォローアップ体制を検討する

5. 提案内容

1) 特定行為研修制度の実施について

- 令和 4 年度の開講にむけて表1の内容に基づき、厚生労働省へ指定研修機関の申請を令和 3 年度に行う。
- 特定行為研修管理委員会を想定した「特定行為研修準備プロジェクト(仮称)」^{注1)}を発足して、令和 4 年度の受講生の募集や開講にむけた準備や広報活動を行う。

【理由】

- 令和 4 年度の開講にむけて特定行為研修制度への理解が深く、指導を担うことができる人材をプロジェクト委員に含めて準備体制を整えることが必要である。

2) 精神科認定看護師制度の改正について

- 新しい精神科認定看護師制度の改正の概要(表 5、表 6)をふまえて、令和 5 年度に精神科認定看護師制度の改正に向けた検討を行うため「精神科認定看護師制度 Ver4 検討プロジェクト(仮称)」^{注2)}を発足する。
- 精神科認定看護師制度の普及のため看護管理者を対象にした広報活動に取り組む。

【理由】

- 制度改正にむけて精神科認定看護師がめざすべき目標をふまえて、新しい精神科認定看護師制度の教育課程、更新制度等の検討を行う必要がある。
- 特に特定行為研修と精神科認定看護師教育課程を同一年度で修了するためには、精神科認定看護師教育課程の時間数を 700 時間から 750 時間程度が適当であるが、カリキュラムの再編が現時点では途上である。
- 更新制度は、精神科認定看護師の実践活動の可視化、社会活動の推進の観点から活動実績ポイント換算表、更新の要件を見直し、精神科認定看護師がめざすべき目標を達成することができるようなフォローアップ体制の具体化について検討する必要がある。
- 精神科医療だけではなく、一般医療においてもメンタルヘルスケアが重要になっていることから、一般病院の看護管理者に認定制度を周知するため日本看護管理学会学術集会等において特定行為研修を修了した精神科認定看護師の実践報告を行うことが効果的である。

6. メンバー

1) 検討委員

- 吉野 百合(当協会業務執行理事・一般財団法人創精会松山記念病院)
- 中藪 明子(当協会理事・公益財団法人慈愛会谷山病院)
- 中村 博文(当協会理事・茨城県立医療大学保健医療学部看護学科)
- 松永 智香(当協会教育認定委員・JA 高知病院)
- 寺岡 征太郎(和洋女子大学)

2) 事務局

- 渡邊 やよい(当協会医療政策部長)
- 柿島 有子(当協会認定事業部長)

【補足:令和 3 年 10 月追記】

- *注1) 令和 3 年度は、委員会体制による事業運営体制となり、特定行為研修制度部会が発足し、この部会において開講の準備を行っている。
- *注2) 同様に精神科認定看護師制度部会が発足し、この部会において精神科認定看護師制度の改正を検討している。